12月４日～10日は「人権週間」です

問人権・同和対策課　人権・同和対策グループ　☎73-9122

国際連合は、1948年12月10日に行われた第３回総会で「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、12月10日を「人権デー」と定めました。人権思想の普及と高揚を図るため、各国に人権尊重の取組を呼びかけています。日本では、12月10日を最終日とする１週間を「人権週間」とし、全国的に啓発活動が行われています。

市でも「人権週間」に合わせて、さまざまな取組を行っています。

人権週間記念講演会

世界各地で紛争や対立が続く中、パレスチナでは今も深刻な人道危機が続いています。真に平和で差別のない社会を築くためには、身近な問題だけでなく、世界で起きていることに目を向けることが大切です。

今年は、パレスチナ問題の歴史をひも解きながら、平和を実現するために私たち一人ひとりに何ができるのかを考えます。

日時　12月５日(土)13時半
会場　文化会館大ホール
講演会テーマ　「パレスチナとともに生きる――苦難のなかにある人々の尊厳を見つめて」
講師　金城(きんじょう)美幸さん(名古屋学院大学国際文化学部講師)
※市内保育所(園)・幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒による人権ポスター・標語の入賞作品も展示します

「人権三法」施行から10年

人権に関する３つの法律(人権三法)をご存じですか

2016年、いわゆる「人権三法」とよばれる差別を解消するための３つの法律が相次いで施行されました。差別は人の心を傷つけるだけでなく、差別行為を見た人に新たな差別意識を植え付けるなど差別の助長につながる恐れもあります。それぞれの法律の趣旨を正しく理解し、差別をなくしていきましょう。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)2016年４月１日施行

この法律は、障がいのある人もない人も、互いに尊重しながら暮らせる社会をつくるための法律です。障がいを理由にサービスの利用を拒否するなどの「不当な差別的取扱い」を禁止し、困っている人に、手話通訳や通路の確保などの「合理的配慮」を行うよう求めています。2024年４月からは、民間事業者にも合理的配慮が義務づけられ、さらに、行政機関相互間の連携と差別を解消するための支援措置の強化が求められました。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)2016年６月３日施行

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動を一般に「ヘイトスピーチ」と呼んでいます。この法律は、外国出身者やその子孫を、出身国などを理由に日本社会から追い出したり、危害を加えたりする差別的な言動をなくすための法律です。こうした言動は許されないことを示し、国や自治体に、教育・啓発、相談体制の整備などを求めています。

部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)2016年12月16日施行

この法律は、現在もなお部落差別が存在し、インターネットの普及による新たな差別の状況などを踏まえ、「部落差別は許されないもの」という認識のもと、部落差別のない社会の実現をめざすものです。日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消に向けた基本理念を定め、国や地方公共団体の責務として、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態調査の実施などを定めています。